

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について

1 本件の概要

乳児等通園支援事業の認可について、児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づき、光市子ども・子育て審議会の意見を聴くもの。

2 乳児等通園支援事業とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間（10 時間まで）の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業です。

※乳児等通園支援事業は、令和 8 年度から給付事業として全国的に実施されます。

3 事業の実施者

市町村及び市町村長の認可を得た者〔児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項及び第 2 項〕

4 対象施設

【実施施設】	山と海のまつばら保育園
【設置者】	社会福祉法人松原保育園
【所在地】	山口県光市室積新開二丁目 1 番 17 号
【開設年月日】	令和 8 年 4 月 1 日

※認可が必要な上記の対象施設の他、公立 1 施設（浅江東保育園）でも事業実施します。定員 3 名。（公立保育園での実施の場合は認可の対象外）

5 認可基準

事業を実施するにあたって、市条例で規定する設備運営基準を満たすことが必要。「光市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に事業実施者が遵守すべき項目を定めています。

※乳児等通園支援事業の認可基準は保育所等の運営基準を基に作成されているため、既に認可されている保育所や認定こども園での実施であれば、基本的には基準を満たしている状況となっています。

【認可基準の主な事項】

一般原則	利用乳幼児の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重すること
安全配慮	・ 非常災害への具体的計画と訓練の実施 ・ 安全計画の策定
研修の確保	職員の資質向上のための研修の機会を設ける
平等取り扱い原則	差別的取り扱いの禁止
虐待等の防止	児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止
衛生管理等	感染症及び食中毒の予防、まん延防止
食事の提供	食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
規程	運営についての重要事項をあらかじめ定める
秘密保持	業務上知り得た秘密が漏洩しないよう必要な措置を講ずる
苦情の対応、	苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講じる
職員配置	・ 乳児：おおむね 3 人につき 1 人 ・ 満 1 歳～満 3 歳未満の幼児：おおむね 6 人につき 1 人 ・ 乳児等通園支援従事者のうち、半数以上を保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所につき 2 人を下回ることはできない。 ・ 一般型乳児等通園支援事業が保育所等と一体的に運営し、他の保育士等の支援が受けられる場合は一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。
設備・面積基準	・ 乳児室　： 1.65 m²以上／1 人あたり ・ ほふく室： 3.3 m²以上／1 人あたり ・ 保育室　： 1.98 m²以上／1 人あたり

6 認可予定施設の概要

法人名	社会福祉法人松原保育園
実施施設名	山と海のまつばら保育園（予定）
施設類型	幼保連携型認定こども園
実施方法	一般型・在園児合同実施
利用定員	3 人
対象年齢	0 歳 6 か月～満 3 歳未満
実施日	火・水・木
実施時間	1 0 時～1 5 時
食事の提供	なし
職員体制	1 人
開設年月日	令和 8 年 4 月 1 日（予定）

《参考》

■実施方式

一般型	定員を別に設ける	在園児合同
		専用室独立
余裕活用型	保育所等で利用児童が定員に達していない場合に定員の範囲内で受け入れる	